

自主防災組織について

災害の現状

当市に於いては、昭和40年の台風24号災害や昭和44年の8.9水害で死者が出て、昭和60年の玉の木地すべり災害では死者10名、昭和61年の能生地域棚口では雪崩により13名の方が亡くなるなど、多くの重軽傷者を出した大災害に見舞われ、7.11水害も経験しています。

昨年の7.13水害、新潟県中越大震災と大きな災害が続き、最近では、8月16日に宮城県沖で震度6弱の地震があり多数の負傷者が、また、アメリカのニューオリンズでは、ハリケーン「カトリーナ」による数千人といわれる未曾有の犠牲者が出るなど、世界的に大災害が続いています。

防災対策の充実が急務といわれる中、当市に於いて、7.13水害以来のこの一年間にどれだけ防災対策が進んだでしょうか。青海地域の防災計画にも、「自主防災組織育成計画」が謳われていますが、未だにその立ち上げには至っていません。

新糸魚川市防災計画

合併後、当面は各市町の防災計画により防災対策が行われていきが、新市の防災計画の取りまとめが今後行われる。去る7月27日、計画策定のための糸魚川市防災会議を開催し、策定期間、方針についての協議をいたしました。新しい計画は、これまでの旧市町の防災計画の統合、関係法令の改正点などを踏まえ、震災対策、風水害対策及び化学工業災害対策を大きな柱として策定する考えであり、年内に原案を作成し、2月中旬に計画決定の予定。

自主防災組織

災害対策基本法第五条において、「市町村長は、自主防災組織の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない」となっています。

また、同第八条第二項において、「国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に挙げる事項の実施に努めなければならない。」とあり、その第13号に「自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項」とあります。

災害対策基本法に基づいて防災計画が立てられているわけですが、計画は実行されなければ、ただの紙切れでしかないでしょう。計画 実行 検討 改善のPDCAが実践されなければ、計画を立てただけで終わったような気になってしまいます。

旧1市2町の防災計画には実行するための手順は定められていません。

手順というのは、誰が、いつ、どこで、何を、どのようにするのかを具体的に定めることです。抽象的内容ではありません。

例えば、青海町地域防災計画「自主防災組織のリーダーの育成」の中の「町は、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材(自主防災リーダー)の育成に努める」という内容であれば、具体的に誰が、いつ、どこで、誰を対象に、どのように育成するのが計画されなければなりません。

それがなければ、市の担当職員であってもいつ行動に移していいののか、行動に移さなければならぬのかの判断がつかないでしょう。

計画実行の手順(作業手順)

スタート時点で手順は定まっていなければなりません。実際の場面での手順の改善は大いにやるべきですが、元々の手順が定まっていなければ、改善も何もありません。もちろん、その計画の実行が徹底されることも有り得ません。

自主防災組織の主体がどこがいいかは地域の特性によって異なるとすれば、地域別の検討をすることも必要でしょうし、青海地域で言えば、各地区公民館単位が考えられているようですが、公民館役員が交代制であることから、なかなか難しい面もあるようです。現状をよく把握して、計画・手順を順次改善しなければなりません。

防災計画の各項目について、実現のための具体的手順が定められていることが重要です。

避難場所

災害の種類によって適切な避難所は異なると思うが、適切に分類され、住民に周知され、避難勧告の方法は各地区の現状に応じて定められていることが重要です。

災害の種類によって、適切な避難場所が違うのはいうまでもありません。その適切な区分は必要でしょうし、その情報が災害の発生時に住民に伝わらなければなりません。広報等で周知することは必要ですが、肝心の災害発生時にそれだけで充分だとは思えません。

先の、台風14号でも、大きな被害が出ていますが、宮崎県においては、10回近い自主避難勧告がなされたにも関わらず、過去に避難した例がないことからほとんどの住民が避難しないで被害が拡大したという報道がなされました。ここには、指定された避難場所の安全性が自宅と大して変わらないという思いもあったようです。

災害発生時の避難勧告の方法も含めて、マニュアル等により、手順が定められ、それが徹底されていて、住民を安全に導くことが確実になっていますかチェックしていかなければならない。